

○横手市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

平成28年6月29日

規則第44号

改正 令和3年12月15日規則第51号

令和6年3月18日規則第11号

横手市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年横手市規則第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び横手市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年横手市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定空家等の判定）

第2条 法第2条第2項に規定する特定空家等の判定は、別表第1から別表第6までに掲げる判断基準により行うものとする。

（立入調査等）

第3条 法第9条第3項に規定する通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

（助言又は指導）

第4条 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、口頭又は助言・指導書（様式第3号）により行うものとする。

（勧告）

第5条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

（命令）

第6条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第22条第4項の規定による命令に係る事前の通知は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知書に対する意見書（様式第7号）により意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第22条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知書に対する意見聴取請求書（様式第8号）により請求する場合は、この限りでない。

4 法第22条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書に対する意見聴取通知書（様

式第9号)により行うものとする。

5 法第22条第13項の規定による標識は、様式第10号によるものとする。

(代執行)

第7条 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項に規定する戒告は、戒告書(様式第11号)により行うものとする。

2 行政代執行法第3条第2項に規定する通知は、代執行令書(様式第12号)により行うものとする。

3 行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証(様式第13号)によるものとする。

(緊急措置)

第8条 条例第4条第2項の規定による通知は、緊急措置実施通知書(様式第14号)により行うものとする。

2 市長は、条例第4条第3項の規定により緊急措置に要した費用を当該空家の所有者等に請求するときは、当該措置を講じた日から30日以内に通知するものとする。

3 前項の請求に係る納期限は、納入通知書の発行の日から30日以内とする。

4 市長は、条例第4条第1項に規定する緊急措置を講じた空家等の所有者等が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、その事由が解決されるまでの間、緊急措置に要した費用の請求を猶予し、又は停止することができる。

(1) 当該空家等の所有者等を確知することができない場合

(2) 当該空家等について紛争中であること等の理由により、所有者等の特定が困難な場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認めた場合

(会議の公開)

第9条 条例第5条の横手市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

(1) 協議事項に横手市情報公開条例(平成17年横手市条例第23号)第6条各号に規定する情報が含まれている場合

(2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められた場合

(協議会の議事録)

第10条 協議会の会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を職員に作成させるものとする。

(1) 協議会の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の経過に関する事項

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、市民福祉部生活環境課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年12月15日規則第51号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月18日規則第11号)

この規則は、令和6年3月18日から施行する。

別表第1（第2条関係）

倒壊又は一部倒壊による危険な状態の判断基準

区 分		評点	評点の計
A 建物状況と周囲への影響（外的要因による倒壊等の危険性）		【最大 310 点】	小計
□基礎	□基礎がない	20	
	□不同沈下がみられる	10	
	□基礎に変形、割れがある	10	
	□基礎と上部構造にずれがある	20	
□外壁	□外壁材の10%程度が剥離し、下地が露出している	10	
	□外壁に貫通する穴が生じている	15	
	□外壁の構造が粗悪な状態である	10	
□土台・柱・梁	□土台・柱・梁の著しい腐朽・破損が数か所ある	25	
	□上記で、柱が傾斜（1/20未満）している	30	
	□上記で、柱が著しく傾斜（1/20以上）している	80	
□屋根	□屋根の一部が変形している	10	
	□屋根の過半が変形している	50	
	□屋根材の一部が破損して下地が露出している	25	
	□屋根材の過半に著しい剥落がある	50	
	□雪降ろし等の管理がされていない	20	
	□屋根の雪が落ちず堆積したままの状況	20	
B □周囲の地盤面が一部崩落・崩壊し、道路等に倒壊するおそれ	【最大 90 点】	90	
C □工作物（塀、看板等）が道路等に倒壊するおそれ	【最大 90 点】	90	
D 敷地の周囲の状況（A、B、Cのいずれかに該当する場合にのみ評価）		【最大 10 点】	小計
	□隣接地に居住している住宅がある	10	
	□隣接地に住宅はないが、国道、県道、市道沿いにある	10	
評点の合計 A+B+C+D		【最大 500 点】	
備考	・倒壊のおそれがある建物と道路等との距離の目安 平屋建て：5m程度 2階建て：10m程度 3階建て：13m程度		

別表第2（第2条関係）

落雪又は建築材等の飛散等による危険な状態の判断基準

区 分		評点	評点の計
A 建物の腐朽又は破損の程度 【最大 115 点】		小計	
□基礎	□基礎の一部に大きな亀裂がある	10	
	□基礎がない	10	
□外壁	□外壁材の一部が剥離している	10	
	□外壁材の10%程度が剥離し、下地が露出している	20	
	□外壁を貫通する穴が生じている	25	
□土台・柱・梁	□土台が腐朽し、柱・梁の一部に傾斜がある	10	
	□上記で、柱が傾斜（1/20 未満）している	20	
	□上記で、柱が破損している	25	
□屋根	□屋根材の一部が変形している	10	
	□屋根材の一部が破損している	10	
	□屋根材の一部が破損して下地が露出している	20	
□軒	□軒の一部が変形している	10	
	□軒の一部が破損し、垂れ下がっている	25	
□エアコン室外機等の付属物の支持金物が破損している		10	
B 強風による被害のおそれ（腐蝕化状態） 【最大 110 点】		小計	
□外壁	□外壁の一部が破損し、周囲に飛散するおそれがある	20	
	□外壁の一部が破損し、周囲に飛散している	30	
□屋根	□屋根材の一部がめくれており、周囲に飛散するおそれがある	20	
	□屋根材の一部がめくれており、周囲に飛散している	30	
□軒	□軒の一部が破損し、周囲に飛散するおそれがある	20	
	□軒の一部が破損し、周囲に飛散している	30	
□エアコン室外機等の付属物の支持金物が破損し、周囲に飛散するおそれがある		20	
C 強風による被害のおそれ（倒壊状態） 【最大 90 点】		小計	
□露出度	□全壊又は一部倒壊状態であり、草木に覆われていない	30	
	□全壊状態であり、草木に覆われている	10	
	□一部倒壊状態であり、草木に覆われている	20	
□飛散	□全壊又は一部倒壊しており、建築材が飛散するおそれがある	50	
	□全壊又は一部倒壊しており、建築材が周囲に飛散している	60	
D 屋根雪等の落雪の危険度 【最大 170 点】		小計	
□傾斜屋根で道路及び歩道までの落雪飛距離（2 m程度）を確保していない		10	
□無落雪屋根で道路等に近接している		10	
□雪下ろし等の管理を行っていない		10	
□屋根からの落雪が道路を通行する人・車に危険を及ぼすおそれがある		70	
□屋根からの落雪により、道路及び歩道を塞いでいる状況が見られる		80	
E 敷地の周囲の状況（A、B、C、Dのいずれかに該当する場合にのみ評価） 【最大 10 点】		小計	
□隣接地に居住している住宅がある		10	
□隣接地に住宅はないが、国道、県道、市道沿いにある		10	
評点の合計	A+B+E（飛散等の危険な状態） 【最大 235 点】		
	C+E（倒壊状態等による飛散等の危険な状態） 【最大 100 点】		
	D+E（落雪による危険な状態） 【最大 180 点】		
	上3つのうち、最大値		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・落雪による被害のおそれとは、不特定多数の市民等が利用する道路等に落下する可能性が大きい場合をいう。 ・建物から独立した工作物（塀、看板等）は、建物と別に判定する。 		

別表第3（第2条関係）

犯罪を誘発する危険な状態の判断基準

区 分		評点	評点の計
A	<input type="checkbox"/> 敷地内にゴミなどがあり、不法投棄を助長するおそれがある	【最大 10 点】 10	
B	建物の状況	【最大 70 点】 小計	
	<input type="checkbox"/> 玄関等の未施錠による侵入のおそれがある	30	
	<input type="checkbox"/> 1 階部分の開口部のガラス等の破損による侵入のおそれがある	40	
C	敷地の周囲の状況（A、B のいずれかに該当する場合にのみ評価）	【最大 20 点】 小計	
	<input type="checkbox"/> 隣接地に居住している住宅がある	10	
	<input type="checkbox"/> 保育・幼稚園、小・中・高校等の通学路に面している	10	
評点の合計 A+B+C		【最大 100 点】	
備 考			

別表第4（第2条関係）

放火等による危険な状態の判断基準

区 分		評点	評点の計
A 放火の危険の程度 【最大 60 点】		小計	
□敷地の状況	□敷地内に建築材等やゴミが散乱又は放置されており、放火のおそれがある	10	
	□敷地内に、灯油タンク等の可燃物が放置され放火のおそれがある	20	
□建物の状況	□延焼のおそれのある外壁が可燃性の材料で作られている	10	
	□外壁の穴が開いている又は開口部のガラス等の破損による放火のおそれがある	30	
B 敷地の周囲の状況（Aに該当する場合にのみ評価） 【最大 10 点】		小計	
□隣接地に居住している住宅がある		10	
評点の合計 A+B 【最大 70 点】			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼のおそれの目安…隣地境界線又は道路中心線から平屋建ての場合は3m以内、2階建以上の場合は5m以内 ・灯油等の可燃物の放置は火災の危険性が大きいものと判断する。 		

別表第5（第2条関係）

周囲の生活環境に害を及ぼしている状態の判断基準

区 分		評点	評点の計
A 衛生状態の危険の程度 【最大 60 点】		小計	
□敷地の状況	□雑草が繁茂している	10	
	□敷地内に建築材等又はゴミが散乱している	10	
□建物の状況	□外壁に穴や開口部のガラス等割れて開いており、動物等の侵入が容易な状態となっている	10	
	□おびただしいねずみ、害虫等が発生しており、地域住民の日常生活に支障を及ぼすおそれがある	20	
	□住み着いた動物（猫など）が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある	20	
	□悪臭が発生している	20	
B 不適切な管理等による危険の程度 【最大 60 点】		小計	
□敷地の状況	□樹木の枝が道路にはみ出し、交通の障害になっている	20	
	□樹木が倒れる可能性がある	40	
	□樹木にカラスやスズメバチ等の巣があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	20	
C 敷地の周囲の状況（A、Bのいずれかに該当する場合にのみ評価） 【最大 10 点】		小計	
	□隣接地に居住している住宅がある	10	
評点の合計 A+B+C 【最大 130 点】			
備考			

別表第6（第2条関係）

良好な景観を著しく阻害している状態の判断基準

区 分		評点	評点の計
A 歴史性 【最大 10 点】		小計	
<input type="checkbox"/> 景観上、地域の修景景観を構成する施設である		10	
B 建物の状況 【最大 70 点】		小計	
<input type="checkbox"/> 廃墟化状態	<input type="checkbox"/> 廃墟化しているが樹木等に覆われている	10	
	<input type="checkbox"/> 廃墟化しており、樹木に囲まれていない	20	
	<input type="checkbox"/> 屋根又は外壁のおおむね 20%未満が損壊している状態が視認できる	10	
	<input type="checkbox"/> 屋根又は外壁のおおむね 20%以上が損壊している状態が視認できる	20	
<input type="checkbox"/> 倒壊状態	<input type="checkbox"/> 倒壊（全壊）しており、草花が覆い被さっている	20	
	<input type="checkbox"/> 倒壊（全壊）している状態が視認できる	30	
C 周囲の景観との調和の程度 【最大 60 点】		小計	
<input type="checkbox"/> 屋根、外壁等が汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている		20	
<input type="checkbox"/> 多数の窓ガラスが割れたまま放置されている		20	
<input type="checkbox"/> 敷地内にゴミ等が散乱又は山積したまま放置されている		20	
D 敷地の周囲の状況（A、B、Cのいずれかに該当する場合にのみ評価） 【最大 20 点】		小計	
<input type="checkbox"/> 国道、県道、市道沿いにある		10	
<input type="checkbox"/> 景観上の公共の場所からの視認性の高い位置にある		10	
評点の合計 A+B+C+D 【最大 160 点】			
備	・敷地の周囲：幹線道路沿いを想定し、景観的影響度を判断する。		
考	・景観上の公共の場所：ビューポイント、地域の観光スポットとなる場所をいう。		

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

横手市長



立入調査実施通知書

あなたの所有する下記空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、立入調査を実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 立入調査の対象となる空家等	所在地	
	所有者の住所及び氏名	
2 立入調査の日時	年 月 日（ ）午前・午後 時	
3 立入調査の趣旨及び内容		

- ・ 本立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様式第2号（第3条関係）

（表）

		第 号
立入調査員証		（写真）
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行		
横手市長		印

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

横手市長

印

助言・指導書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るため必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定に基づき助言・指導します。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
	所有者の住所及び氏名	
2 助言・指導に係る措置の内容		
3 助言・指導に至った事由		
4 助言・指導の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

- ・ 上記2に示す措置を実施したときは、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 助言・指導をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、市長は、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・ 市長が勧告をした場合、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

横手市長

印

勧告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第2条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
	所有者の住所及び氏名	
2 勧告に係る措置の内容		
3 勧告に至った事由		
4 勧告の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第5号（第6条関係）

第 年 月 日

様

横手市長

印

命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
	所有者の住所及び氏名	
2 措置の内容		
3 命ずるに至った事由		
4 命令の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に横手市長に対し審査請求をすることができます。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

横手市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、横手市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
	所有者の住所及び氏名	
2 命じようとする措置の内容		
3 命ずるに至った事由		
4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先		
5 意見書の提出期限	年 月 日	

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

横手市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

命令に係る事前の通知書に関する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第4項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

対象となる特定空家等	所 在 地	
	用 途	
	所有者の住所 及 び 氏 名	
意 見		
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無	

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載して添付すること。また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付すること。
- 2 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付すること。

意見聴取請求書

横手市長 様

請求者

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

年 月 日付け 第 号 命令に係る事前の通知書を受領しましたが、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の規定に基づき、公開による意見の聴取を請求します。

記

対象となる特定空家等	所 在 地	
	用 途	
	所有者の住所 及 び 氏 名	
意見の聴取に出席 しようとする者の	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載して添付すること。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付すること。

様式第9号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

横手市長



命令に係る事前の通知書に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、年 月 日付け命令に係る事前の通知書に対する意見の聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第22条第7項の規定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第22条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途	
	所有者の住所 及び氏名	
2 命じようとする措置の内容		
3 聴取の期日及び場所		

様式第10号(第6条関係)

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等の所在地	所在地	
	用途	
2 措置の内容		
3 命ずるに至った事由		
4 命令の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

様

横手市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等の
を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推
進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記特定
空家等の を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項
の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収し
ます。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わ
ないことを申し添えます。

記

特定空家等

1 所在地		
2 用途		
3 構造		
4 規模	建築面積	m ²
	延べ床面積	m ²
5 所有者の住所 及び氏名		

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に横手市長に対し審査請求をすることができます。

様式第12号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

横手市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでした。

については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1	する物件	
2	代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
3	執行責任者	
4	代執行に要する費用の概算見積額	約 円

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に横手市長に対し審査請求をすることができます。

様式第13号（第7条関係）

（表）

執行責任者証		第 号
（職名）	（氏名）	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
年 月 日	横手市長	印
記		
1. 代執行をなすべき事項	代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の 横手市 の建築物の	
2. 代執行をなすべき時期	年 月 日から 年 月 日までの間	

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
（抜粋）

第22条（以下略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～17（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第14号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

横手市長



緊急措置実施通知書

あなたの所有する下記空家等は、周辺住民の生命、身体又は財産に危害を与えるおそれがあるなどの緊急に危険を回避する必要がある状態であったことから、その危険な状態を回避するため、横手市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年横手市条例第26号）第4条第1項の規定に基づき当該空家等のある場所に立ち入り、緊急措置を講じましたので、同条第2項の規定により通知します。

また、緊急措置に要した費用は、同条第3項の規定に基づき、あなたから徴収しますので、期限内に納付してください。

記

1 緊急措置を講じた空家等	所在地	
	用途	
	所有者の住所及び氏名	
2 緊急措置を講じた日時	年 月 日（ ） 時	
3 緊急措置の内容		
4 緊急措置に要した費用	円	
5 納入期限		

別表第1 (第2条関係)

別表第2 (第2条関係)

別表第3 (第2条関係)

別表第4 (第2条関係)

別表第5 (第2条関係)

別表第6 (第2条関係)

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第6条関係)

様式第9号 (第6条関係)

様式第10号 (第6条関係)

様式第11号 (第7条関係)

様式第12号 (第7条関係)

様式第13号 (第7条関係)

様式第14号 (第8条関係)